

“武雄版”持続化給付金(第3弾) 明日(5/20)から受付スタートします！

武雄市では、新型コロナウイルス感染症拡大や時短営業の影響を受け、売上げが低迷している市内事業者に対し、事業継続の支えとしてもらうために市独自の給付金（3回目）を支給します。

【対象】

武雄市内にある事業所（資本金 10 億円以下の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

【給付条件】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和3年2月～5月のいずれの月の売上が前年（または前々年）の同月比で 30%以上減少している者

【給付額】

前年（前々年）の総売上（事業収入）－

前年（前々年）同月比で 30%以上減少している月の売上×12 カ月

※給付額の上限

- ・市内に本社を置く法人…20 万円
- ・市内に本社を置く法人が所有する本社以外の店舗…10 万円
- ・市外に本社を置く法人が所有する市内店舗…10 万円
- ・個人事業主…10 万円

【受付期間】

令和3年5月20日（木）～令和3年6月21日（月）※平日のみ
9時～12時、13時～15時

【受付窓口】

- ・武雄商工会議所 0954-23-3161
- ・武雄市商工会（北方事務所、奇数日のみ） 0954-36-2111
- ・武雄市商工会（山内事務所、偶数日のみ） 0954-45-2505

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市商工観光課商工振興係 TEL 0954-23-9237